

## 志木市告示第45号

志木市フードバンク等事業拠点整備補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月24日

志木市長 香川 武文

### 志木市フードバンク等事業拠点整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉の増進とフードロス削減に向け、フードバンク事業、フードドライブ事業及びフードパントリー事業（以下、「フードバンク等事業」という）の取り組みを支援するため、志木市フードバンク等事業拠点整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めることによる。

- (1) フードバンク事業 家庭、生産者及び製造、流通、小売り等の事業者が、市場に流通させることができないと判断した食品、又は家庭において余剰となった食品等を引き取り、必要とする市民等に無償で提供する活動をいう。
- (2) フードドライブ事業 家庭等で余剰となった食品等を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設、団体等に寄贈する活動をいう。
- (3) フードパントリー事業 ひとり親家庭や生活困窮者など、生活に

困窮している人を対象に食品を無償で配分する活動をいう。

- (4) 食品ロス 流通の過程で発生した規格外品、販売できない食品、家庭で余剰になった食品等の本来食べられるにもかかわらず廃棄される食品をいう。

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業は、市内で実施する次の各号のいずれかとする。

- (1) フードバンク等事業及びそれに付随する事業
- (2) フードバンク等事業の周知又は食品の寄附を得ることを目的とした事業

(補助金の交付対象団体)

第4条 補助金は、次の各号の前条に掲げる事業を実施する団体等に交付する。

- (1) 非営利団体
- (2) 非営利活動として対象事業を実施する営利団体
- (3) その他市長が適当と認める団体等

2 前項に定める団体等であっても、営利、宗教又は政治を目的として助成対象事業を実施する場合、その他市長が助成対象の事業として不適当と認める場合には対象としない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（消費税を含む。）は、事業実施に必要な経費とし、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物品購入費
- (2) 備品購入費
- (3) 印刷費
- (4) 光熱水費
- (5) 委託費
- (6) 通信運搬費
- (7) 工事費
- (8) その他市長が特に必要と認めるもの

2 補助金の交付により取得する備品等については、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って運用を図らなければならない。

(補助金の補助率、限度額等)

第6条 補助率は、補助事業に要する経費の10分の10以内とし、補助金交付の限度額は、20万円とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の支給は、予算の範囲内において、1の団体に当たり1回を限度とする。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 見積書の写し

(2) 設計図面等の写し

(3) 団体等の組織及び活動を明らかにする書類

(補助金の請求方法)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第6条に規定による通知を受けた後、規則第10条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的達成のため、やむを得ず前条の規定による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により前条の規定による規程による通知を受ける前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書に当該交付の根拠となる書類を添付するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第8条第1項第2号に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に関する領収書の写し

(2) 補助事業の内容を証明することができる写真

(3) 補助事業に関する金銭出納簿の写し

(財産処分の制限)

第10条 規則第14条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。